

山形県困難な問題を抱える女性への 支援にかかる基本計画

困難な問題を抱える女性が
安心して自立して暮らすことができる社会の実現

令和6年3月

山形県

計画の策定にあたって

女性をめぐる課題については、昭和 31 年に制定された「売春防止法」をはじめ、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律」等に基づき、様々な問題を抱える女性からの相談や保護、自立支援に取り組まれてきました。昨今の社会経済情勢により、その態様は、不安定な就労状況や経済的困窮、孤独・孤立といった困難、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害、家庭関係破綻など多様化・複合化・複雑化が進むとともに、コロナ禍により一層顕在化し、女性に多い非正規雇用にかかる環境悪化やDV・性暴力被害など女性への影響がさらに深刻になっております。

こうしたことから、政府においては、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春防止法」から脱却させ、専門的な支援を包括的に提供する制度について、新たな枠組みを構築していく必要があるとして、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を新たに制定し、この 4 月から施行されることとなりました。

本県では、女性相談センターや女性相談員が中核となり、女性保護事業に取り組んでまいりましたが、この法律に基づき、これまでの取組みの成果や課題を検証し、「山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、幅広く女性からの相談を受け止め、支援対象者と寄り添いつながり続ける支援を、関係機関や民間団体等との十分な連携・協働を図りながら実施することにより、「困難な問題を抱える女性が安心して自立して暮らすことができる社会の実現」に努めてまいります。

県民の皆様をはじめ、市町村、関係機関、民間団体の皆様が一丸となって、誰もが幸せに暮らせる山形県を実現してまいりましょう。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました山形県男女共同参画審議会委員や県民の皆様をはじめ、関係各位に心からお礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

山形県知事 吉 村 美栄子

目 次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 1. 計画の基本的な考え方 | |
| (1) 計画策定の趣旨 | 1 |
| (2) 計画期間 | 1 |
| (3) 計画の位置づけ | 1 |
| (4) 計画における支援対象者 | 2 |
| 2. 現状と課題 | |
| (1) 女性相談の状況 | 3 |
| (2) 一時保護の状況 | 6 |
| (3) 令和5年度県・市町村事業担当者アンケート | 7 |
| 3. 基本目標・施策体系 | |
| (1) 基本目標 | 9 |
| (2) 主な課題 | 9 |
| (3) 基本の柱 | 10 |
| (4) 計画の体系 | 11 |
| (5) 数値目標 | 13 |
| (6) 推進体制 | 14 |
| 4. 施策の方向性 | |
| 基本の柱Ⅰ 女性が安心して自立して暮らせる社会づくり | |
| 【施策の方向1】 県民意識の醸成 | 15 |
| 【施策の方向2】 若年層に対する性暴力等被害・加害防止の啓発及び教育の推進 | 17 |
| 基本の柱Ⅱ 安心して相談できる環境の充実 | |
| 【施策の方向3】 早期相談のための相談窓口の周知 | 19 |
| 【施策の方向4】 早期発見のための関係機関の連携強化 | 21 |
| 【施策の方向5】 相談者の立場に立った相談体制の充実 | 23 |
| 基本の柱Ⅲ 迅速かつ安全に保護する体制の充実 | |
| 【施策の方向6】 迅速で安全な保護体制の充実 | 27 |
| 【施策の方向7】 本人の自己決定による一時保護体制の充実 | 28 |
| 基本の柱Ⅳ 女性の自立を促進する支援の充実 | |
| 【施策の方向8】 住居の確保に向けた支援 | 30 |
| 【施策の方向9】 就業に向けた支援 | 32 |
| 【施策の方向10】 生活の支援 | 33 |
| 【施策の方向11】 こころの回復支援 | 35 |
| 【施策の方向12】 同伴児童への支援 | 36 |
| 基本の柱Ⅴ 市町村・関係機関との連携の強化 | |
| 【施策の方向13】 市町村との連携の強化 | 39 |
| 【施策の方向14】 関係機関との連携の強化 | 40 |
| 参考資料 | 43 |

